

(1) 納税義務者用の特別徴収税額決定通知書の記載内容の秘匿

1 相談内容

事業主によって特別徴収（給与天引き）される個人住民税の税額は、市町村から、事業主（特別徴収義務者）及び従業員（納税義務者）に通知されることになっている。

この特別徴収税額決定通知書（以下「税額通知書」という。）は特別徴収義務者用と納税義務者用の2種類があり、このうち納税義務者用は、直接、従業員本人に送付されるのではなく、事業主を経由して交付される仕組みとなっている。

そして、納税義務者用の税額通知書には、事業主が知る必要のない給与所得以外の所得情報（不動産所得、利子・配当所得、一時所得等）や控除情報（障害者、寡婦）等の情報が含まれているが、当該情報に係る部分について秘匿措置（シール貼付等）を講じないまま税額通知書を事業主に送付している市町村がある。

税額通知書に秘匿措置が講じられていないと、他人には知られたくない情報が事業所の経理担当者等の第三者に知られてしまう可能性があり、プライバシーの保護上問題があると考えられる。納税義務者用の税額通知書において事業主が知る必要のない情報については秘匿するための何らかの措置を講じるようにしてほしい。

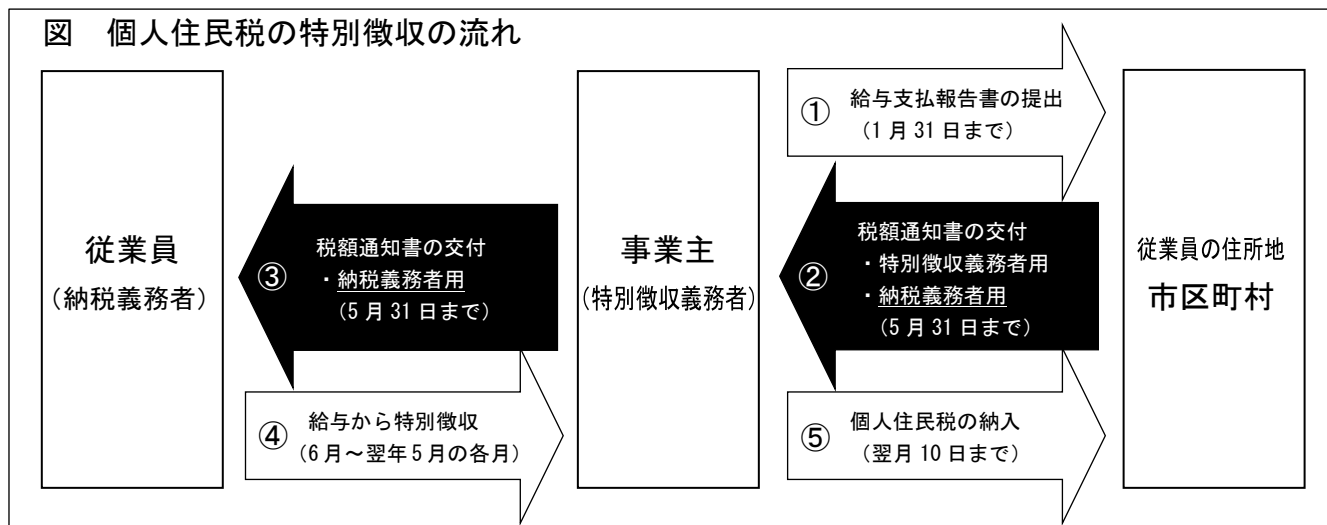
※ 本件は行政相談委員意見として提出されたものである。

2 制度の概要

(1) 個人住民税の特別徴収の仕組み

個人住民税は、納税義務者の住所地である市区町村が賦課徴収することとなっており、納税義務者が給与所得者（従業員）である場合、当該給与所得者に給与を支払う者（事業主）が、給与から個人住民税を特別徴収（給与天引き）して市区町村へ納入することとなっている。

そして、給与から特別徴収される個人住民税の税額を納税義務者に通知するために市区町村が作成する税額通知書（納税義務者用）は、次図の②及び③のとおり、事業主を経由して従業員に交付されることとなっている。



(注) 本図は、地方税法等に基づき当局が作成した。

(2) 地方税法等の規定

ア 給与所得に係る個人住民税の特別徴収

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 41 条第 1 項の規定において、個人の道府県民税（都民税を含む。以下同じ。）に係る賦課徴収は、当該道府県（東京都を含む。以下同じ。）の区域内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）が、当該市町村の個人の市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ。）の賦課徴収と併せて行うものとされている。

そして、地方税法第 321 条の 3 第 1 項の規定において、市町村は、納税義務者が給与所得者（注 1）である場合、当該納税義務者に対して課する前年中の給与所得（注 2）に係る個人住民税は、特別徴収の方法によって徴収するものとされている。

（注）1 前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において給与の支払を受けている者。ただし、支給期間が一月を超える期間により定められている給与のみの支払を受けていることその他これに類する理由により、特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。

2 俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与に係る所得のこと。

イ 事業主の給与支払報告書の提出義務

地方税法第 317 条の 6 の規定において、1 月 1 日現在において給与の支払をする者で、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 183 条の規定によって所得税を源泉徴収して納付する義務がある者（注）は、同月 31 日までに、当該給与の支払を受けている者に係る前年中の給与所得の金額その他必要な事項を給与支払報告書に記載し、当該給与の支払を受けている者の住所所在の市町村の長に提出しなければならないとされている。

（注）所得税法第 183 条第 1 項の規定において、居住者に対し国内において給与等の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならないとされている。ただし、所得税法第 184 条の規定において、常時二人以下の家事使用人のみに対し給与等の支払をする者は、所得税の源泉徴収を行うことを要しないとされている。

ウ 特別徴収義務者の指定等

(ア) 特別徴収義務者の指定

地方税法第 321 条の 4 第 1 項の規定において、市町村は、特別徴収の方法によって個人住民税を徴収しようとする場合、納税義務者に対して給与の支払をする者のうち所得税法第 183 条の規定によって所得税を源泉徴収して納付する義務がある者を当該市町村の条例によって特別徴収義務者として指定し、特別徴収義務者に個人住民税を徴収させなければならないとされている。

(イ) 同一の納税義務者が複数の者から給与の支払を受けている場合の取扱い

同一の納税義務者に対して給与の支払をする者が 2 以上あるときは、地方税法第 321 条の 4 第 4 項の規定において、市町村は、当該市町村の条例によってこれらの支払をする者の全部又は一部を特別徴収義務者として指定しなければならないとされている。そして、特別徴収義務者として 2 以上の者を指定したときは、給与

所得に係る特別徴収税額をこれらの者が当該年度中にそれぞれ支払うべき給与の額にあん分して、徴収させることができるとされている。

なお、総務省の通知「地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）」（平成 22 年 4 月 1 日総税市第 16 号）では、「一の納税者について 2 以上の特別徴収義務者を指定して行わせる特別徴収は、納税者の申し出があった場合その他必要がある場合に限るものとし、なるべく徴収事務の混乱をきたさないように留意することが必要であること。」とされている。

エ 税額通知書

(ア) 特別徴収義務者等に対する給与所得にかかる特別徴収税額の通知

地方税法第 321 条の 4 第 1 項の規定において、市町村の長は、特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る個人住民税の税額を特別徴収の方法によって徴収する旨を特別徴収義務者及びこれを經由して当該納税義務者に通知しなければならないとされている。

この特別徴収義務者及び納税義務者に対する特別徴収税額の通知は、地方税法第 321 条の 4 第 2 項の規定において、5 月 31 日までに行うこととされている。

(イ) 税額通知書の様式

税額通知書の様式は、地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）第 2 条に示されており（特別徴収義務者用は第 3 号様式、納税義務者用は第 3 号様式別表）、地方税法第 43 条の規定において、市町村は、地方税法施行規則第 2 条に示された様式に準じて税額通知書を作成するものとされている。

地方税法施行規則第 2 条に示された納税義務者用の税額通知書は 4 ページ、特別徴収義務者用の税額通知書は 5 ページのとおりであり、納税義務者用については特別徴収税額のみではなく、主たる給与以外の所得（不動産、利子、配当等）の金額や所得控除（障害者、寡婦等）の該当有無等が記載されることとなっているが、特別徴収義務者用については、そうした情報は記載されることとなっていない。

地方税法施行規則第2条で示された特別徴収義務者用の税額通知書

平成 年度 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)

課税市町村名

地方税法第41条及び第321条の4(第321条の6)第1項並びに市町村税法例第 条の規定によって、平成 年度給与所得等に係る市町村民税及び道府県民税の特別徴収税額を下記のとおり決定(変更)したので通知します。

平成 年 月 日

市町村長 氏 名

特別徴収税額		課税人員		非課税人員	
人数	納付額	人数	納付額	人数	納付額
6月分		6月分		6月分	
7月分		7月分		7月分	
8月分		8月分		8月分	
9月分		9月分		9月分	
10月分		10月分		10月分	
11月分		11月分		11月分	
12月分		12月分		12月分	
1月分		1月分		1月分	
2月分		2月分		2月分	
3月分		3月分		3月分	
4月分		4月分		4月分	
5月分		5月分		5月分	

指定番号	宛名番号	市町村コード	受給者番号	住所	特別徴収税額	氏名	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	(摘要)
							納付額	納付額	納付額	納付額	納付額	納付額	納付額	納付額	納付額	納付額	納付額	納付額	
							変更月	変更月	変更月	変更月	変更月	変更月	変更月	変更月	変更月	変更月	変更月	変更月	
指定番号	宛名番号	市町村コード	受給者番号	住所	特別徴収税額	氏名	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	(摘要)
							納付額	納付額	納付額	納付額	納付額	納付額	納付額	納付額	納付額	納付額	納付額	納付額	
							変更月	変更月	変更月	変更月	変更月	変更月	変更月	変更月	変更月	変更月	変更月	変更月	
指定番号	宛名番号	市町村コード	受給者番号	住所	特別徴収税額	氏名	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	(摘要)
							納付額	納付額	納付額	納付額	納付額	納付額	納付額	納付額	納付額	納付額	納付額	納付額	
							変更月	変更月	変更月	変更月	変更月	変更月	変更月	変更月	変更月	変更月	変更月	変更月	
指定番号	宛名番号	市町村コード	受給者番号	住所	特別徴収税額	氏名	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	(摘要)
							納付額	納付額	納付額	納付額	納付額	納付額	納付額	納付額	納付額	納付額	納付額	納付額	
							変更月	変更月	変更月	変更月	変更月	変更月	変更月	変更月	変更月	変更月	変更月	変更月	
指定番号	宛名番号	市町村コード	受給者番号	住所	特別徴収税額	氏名	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	(摘要)
							納付額	納付額	納付額	納付額	納付額	納付額	納付額	納付額	納付額	納付額	納付額	納付額	
							変更月	変更月	変更月	変更月	変更月	変更月	変更月	変更月	変更月	変更月	変更月	変更月	

特別徴収義務者名

頁

- 備考
- 1 市町村は、この通知に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。
 - 2 地方税法第321条の5の2に規定する納期の特例の適用がある場合には、その旨を備考欄に記載すること。
 - 3 受給者番号は、給与支払報告書(個人別明細書)に記載された当該納税義務者の受給者番号を記載すること。また、市町村コードは、「統計に用いる都道府県等の区域を示す標準コード(昭和45年行政管理庁告示第44号)」の該当コードを記載すること。
 - 4 市町村は、変更となった理由を摘要欄に記載すること。

オ 個人住民税の納入方法

(7) 給与所得

地方税法第 321 条の 5 第 1 項の規定において、特別徴収義務者は、税額通知書に記載された給与所得に係る特別徴収税額の月割額（6 月から翌年 5 月まで 12 回に分けて記載）を毎月給与の支払をする際に納税義務者から徴収し、徴収した月の翌月十日までに市町村に納入する義務を負うとされている。

(イ) 給与以外の所得

給与所得者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合、地方税法第 321 条の 3 第 2 項の規定において、市町村は、当該市町村の条例の定めるところによって、給与所得以外の所得に係る所得割額を給与所得に係る特別徴収額に加算して特別徴収することができる。ただし、当該給与所得者から確定申告書が提出され、同申告書において給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の申出がある場合は、この限りではないとされている。

また、地方税法第 321 条の 3 第 3 項の規定において、給与所得以外の所得について特別徴収することとなった後、特別徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため、給与所得者から給与所得以外の所得の全部又は一部を普通徴収することとされたい旨の申出があった場合には、その事情がやむを得ないと認められるときは、市町村は、給与所得以外の所得の全部又は一部を普通徴収するものとされている。

3 給与所得及び公的年金等所得に係る特別徴収税額等

平成 25 年度から 27 年度までの 3 年間における給与所得及び公的年金等所得に係る特別徴収税額及びこれに係る納税義務者数は表 1 のとおりであり、税額及び納税義務者とも増加傾向にある。

表 1 平成 25 年度以降の 3 年間における特別徴収税額及び納税義務者数

(単位：千円、人)

年度	特別徴収税額	納税義務者数
平成 25 年度	4,823,031,114	34,373,295
26 年度	4,941,785,010	35,496,462
27 年度	5,190,484,380	37,444,830

(注) 本表は、総務省自治税務局の「市町村税課税状況等の調」に基づき、当局が作成した。

4 市町村が住民から受け付けた本件と同様の意見（インターネットにより把握した例）

住民から寄せられた市政に関する意見を市町村の見解とともにホームページで公表している市町村がある。当局がインターネットにより確認したところ、本件と同様の意見が住民から寄せられている例が 4 例あった。

5 市町村における秘匿措置の実施状況

A県及びB県管内の市町村の中から複数の市を抽出し、納税義務者用の税額通知書に情報を秘匿するための措置（以下「秘匿措置」という。）を講じていないか、その実施状況を確認したところ、表2のとおり、平成27年度までに秘匿措置を実施又は28年度に秘匿措置の実施を予定している市は、A県で抽出した5市中4市（80.0%）、B県で同7市中5市（71.4%）となっていた。

表2 A県及びB県管内の市における秘匿措置の実施状況

（単位：市）

区分	A県	B県	計
秘匿措置を実施（注）	4（80.0%）	5（71.4%）	9（75.0%）
秘匿措置を未実施	1（20.0%）	2（28.6%）	3（25.0%）
計	5（100%）	7（100%）	12（100%）

（注）1 「秘匿措置を実施」には、平成28年度に秘匿措置の実施を予定していることが明らかな市を含んでいる。
2 当局の調査結果による。

また、C県に対して、同県管内の市町村における秘匿措置の実施状況を確認したところ、29市町村全てで秘匿措置を実施していた。

一方、D県に対して、同県管内の市町村における秘匿措置の実施状況を確認したところ、平成27年度までに秘匿措置を実施している市町村は、全41市町村中2市町村にとどまっていた。

6 関係機関の意見等

(1) 市町村

上記5において抽出したA県及びB県内の12市のうち9市（秘匿措置を実施又は実施を予定している7市及び秘匿措置を実施していない2市）並びに秘匿措置を実施していないD県E市に対して秘匿措置の導入経緯又は秘匿措置を実施していない理由等を聴取した。

ア 秘匿措置を実施又は実施を予定している市

秘匿措置を実施又は実施を予定している7市の意見をまとめると次のとおりである（各意見の具体的な内容は表3のとおり）。

- ① 秘匿措置の方法としては、圧着式（5市）と保護シール貼付（2市）の2種類。
- ② 秘匿措置導入の経緯は、他の市町村で秘匿措置が講じられ始めていることや市民からの苦情を受けたことが挙げられている。
- ③ 秘匿措置導入による費用の増加は、（金額が把握できた範囲では）少ない市で約32万円、多い市で約212万円となっている。
- ④ 秘匿措置を導入したことによる事業者からの苦情やクレームがあったとする市はなかった。

表3 秘匿措置を実施又は実施を予定している7市の意見の概要

区分	市名	秘匿の方法 (開始年度)	秘匿措置の 開始経緯又は理由	秘匿措置導入 による費用の増加等	秘匿措置実施 による影響等
A県	F市	圧着式 (平成27年度)	平成25年度頃から全国の自治体において秘匿措置が講じられ始め、個人情報保護が重要視される流れがあったため。	①増加費用は約57万円 ②国民健康保険担当部署で保有していた圧着機を利用したため、圧着機の導入経費はかからなかった。	事業者は税額通知書の記載内容（徴収税額の内訳等）を確認できなくなるが、特段の支障はないと考えられる。
	G市	保護シール (26年度)	市民から「個人情報保護の観点からおかしいのではないか。」との苦情があったため。	シール代金と民間業者へのシール貼付の委託費用が増加した（具体的な費用は算出不能）。	事業者は税額通知書の記載内容を確認できなくなるが、徴収上問題ないと考えられ、特別徴収義務者からの苦情はない。
	H市	圧着式 (28年度)	数年前から近隣の自治体において秘匿措置を実施する例がみられた中、26年度から県庁所在地であるG市で秘匿措置の実施が開始されたため。	i) 税額通知書のレイアウト見直しに伴うシステム改修（経費数百万円）、 ii) 税額通知書の用紙の変更等が必要となり、一時的には従来の10倍以上の経費がかかった。また、ランニングコスト（用紙代）も従来の2倍から3倍の経費を要する見込みである。	特になし。

B 県	I 市	圧着式 (平成 27 年度)	個人情報保護及び特別徴収義務者の事務負担（事業所において秘匿措置を講じる負担）の軽減を図るため。	①増加費用は約 212 万円 ②用紙代（45 万円）及び印刷・圧着加工の外注費（68 万円）が増加したほか、市が保有する圧着機の改造費（99 万円）がかかった。 ※年度途中の税額変更時に送付する税額通知書については、市が保有する圧着機で印刷・圧着を行う。	事業者から圧着化した理由について問い合わせがあり、事業者がこれまで情報を見ていたことがうかがえた。事業者には個人情報保護のためと説明しており、特段クレームは受けていない。
	J 市	圧着式 (28 年度)	特別徴収義務者の県内一斉指定に伴い個人情報保護対策を強化するため。	①増加費用は約 32 万円 ②税額決定通知書様式の印刷を外注しており、これに係る費用が増加した。 ③圧着機は市の情報政策課が保有（リース）しているものを使用したため、圧着機の導入経費はかからなかった。	秘匿措置を開始して間もないため、現在のところ事業者から圧着化について特段の苦情・意見等は受けていない。
	K 市	保護シール (28 年度)	特別徴収義務者の県内一斉指定に伴い個人情報保護対策を強化するため。	把握できず。	特になし。
	L 市	圧着式 (26 年度)	納税義務者用の税額通知書は、本来、特別徴収義務者に見せるものではなく、市民からもプライバシー問題で苦情を受けていたこと、及び当県に隣接する県内の市町村において秘匿措置を実施している市町村があったため。	把握できず。	特になし。

(注) 当局の調査結果による。

イ 秘匿措置を実施していない市

秘匿措置を実施していない 3 市の意見をまとめると次のとおりである（各意見の具体的な内容は表 4 のとおり）。

- ① 秘匿措置を実施していない理由は、i) 地方税法上義務付けられていないこと、ii) 予算が確保できないこと、iii) 運用により普通徴収を認めていること（副業に係る給与所得等が税額通知書に表示されないため秘匿を必要としない）が挙げられている。

- ② 秘匿措置の実施を促進するための方策として、総務省が先行事例（ノウハウ、経費に係る情報）を取りまとめ、地方公共団体に情報提供することが挙げられている。

表 4 秘匿措置を実施していない3市の意見の概要

区分	市名	秘匿措置を実施していない理由	秘匿措置の実施を促進するための方策
A 県	M市	①地方税法上、秘匿措置が義務づけられていないため。 ②必要な予算の確保が困難なため。	当市では秘匿措置の具体的な方法を検討しているところであり、先行実施している近隣自治体からノウハウや経費等について情報収集しているが、特に経費については詳細な情報を提供してもらえず、検討に必要な情報が十分に得られていない状況である。 このため、総務省において秘匿措置を先行実施している自治体が有するノウハウや経費等の詳細を取りまとめ、情報提供してもらえればありがたい。
B 県	N市	①副業等により2か所以上で給与の支払いを受けている納税義務者については、主たる給与支払者以外の事業所に係る個人住民税について申出により普通徴収することを運用上認めているため。 ②給与所得以外の所得については、地方税法上、申出により普通徴収することが認められているため。	特になし。
D 県	E市	予算が確保できないため。	総務省が秘匿措置を先行実施している自治体の状況（ノウハウ等）を情報提供することは、今後実施を検討している自治体のバックアップになると考えられる。

(注) 当局の調査結果による。

(2) 都道府県

A県、B県及びD県に対して、管内市町村への秘匿措置の働きかけ等の実施状況について意見を聴取した。3県の意見をまとめると次のとおりである（各意見の具体的な内容は表5のとおり）。

- ① A県では県下の市町村に秘匿措置を講じることが望ましいと情報提供しているが、B県及びD県では秘匿措置を積極的に推進することは考えていないとしている。
- ② 市町村において秘匿措置が実施されない理由について、A県及びD県では、予算の確保が難しいことを挙げている。
- ③ 市町村において秘匿措置の実施が促進される方策として、A県及びD県では、総務省が秘匿措置を実施している市町村の先行事例を取りまとめ、地方公共団体に情報提供することを挙げている。
- ④ 納税義務者が2以上の事業者から給与所得を得ている場合、市町村の条例により、特別徴収義務者を2以上指定し、それぞれ特別徴収させることができる（これにより納税義務者用の税額通知書には別の事業所で得た給与所得が表示されなくなり、副業の実態が事業所に知られなくなる。）。このことについて、B県では、一般に販売されている徴税ソフトでは、システム上、特別徴収義務者を2以上指定できない仕組みとなっているものがあり、実務上、2以上の特別徴収義務者を指定できるケースは少ないとしている。

表5 3県の意見の概要

都道府県名	管内市町村への秘匿措置の働きかけの実施状況	市町村において秘匿措置が実施されない理由	市町村において秘匿措置の実施が促進される方策	その他
A県	県下の市町村では、平成30年度に特別徴収義務者の一斉指定を行う予定であり、27年7月に、当県が一斉指定を実施済みのC県を視察した際に、同県下では全自治体が秘匿措置を実施していることが分かったため、県下の市町村に対して、秘匿措置を実施することが望ましい旨情報提供した。	個人情報保護が重要視される世の中の流れを考えると、今後、秘匿措置を実施する自治体が増加していくと考えられる。ただ、市町村では、財政部局に秘匿措置の必要性の理解を得た上での予算確保が必要となることから、30年度までに県下の全市町村において秘匿措置が実施されるのは困難であると考えている。	秘匿措置の早期実施のためには、総務省が通知を発出するなどして、推進することが効果的であると思われる。 また、当県は、秘匿措置のノウハウや経費に関する情報を有しておらず、県下の市町村から照会があっても対応できない状況であるため、総務省が先行実施している全国の市町村の秘匿措置の状況を取りまとめて情報提供してもらえるとありがたい。	特になし。

B 県	<p>市町村によっては秘匿措置を講じているところもあるが、法令上義務付けられているものではなく、秘匿措置を講じるか否かは各市町村の判断による。県としては特に圧着シール方式等を取り入れるよう勧めているものではない。</p>	特になし。	特になし。	<p>納税義務者が、2以上の事業者から給与所得を得ている場合、地方税法上（第321条の4第4項）は、市町村の条例により、給与支払者の全部又は一部を特別徴収義務者として指定し、2以上を指定したときは、給与の額にあん分してそれぞれ徴収させることができる」とされている。</p> <p>しかし、一般に販売されている徴税ソフトでは、システム上、特別徴収義務者を2以上指定できない仕組みとなっているものがあり、実務上、2以上の特別徴収義務者を指定できるケースは少ないと思われる</p>
D 県	<p>実務担当者向けに民間事業者が発行している市町村税実務提要では、秘匿措置を実施しなくても、地方税法上、問題はないと示されているため、当県としては、秘匿措置を積極的に推進する立場にない。</p>	<p>県下の多くの市町村は、行政サービスの観点から、秘匿措置の実施を検討しているようであるが、ほとんどの市町村で秘匿措置が実施されていない理由は、財政状況が厳しい中、財政当局に秘匿措置の必要性についての理解が得られず予算が確保できないためである。</p>	<p>総務省が秘匿措置を実施している市町村名を取りまとめた情報提供すれば、秘匿措置を実施しようとしている市町村が当該都道府県内の状況や同規模の市町村の状況を把握することが可能になり、これにより、財政当局において秘匿措置の必要性の理解が得られやすくなると考えられる。</p>	特になし。

(注) 当局の調査結果による。

(3) 総務省自治税務局市町村税課

ア 税額通知書への秘匿措置に係る国から地方公共団体への通知等の状況

納税義務者用の税額通知書を特別徴収義務者を經由して交付するに当たって、秘匿措置を講ずることについて、これまで国が通知等を発したことはない。

イ 現行制度における対応方策について

地方税法上は納税義務者用の税額通知書について、「特別徴収義務者を經由して通知する」と規定していることから、特別徴収義務者が税額通知書を納税義務者に渡す際に、宛名等の通知の内容を確認することは地方税法上想定されている。

一方で市町村によっては、納税義務者用の税額通知書について目隠しをする等の秘匿措置を講じているケースはあるが、それぞれの市町村の判断で実施しているものである。

ウ 国から地方公共団体に対して税額通知書に秘匿措置を求めることについて

イで述べたとおり、地方税法の規定に基づき、特別徴収義務者が納税義務者用の通知を取り扱うこととなっており、地方公共団体に秘匿措置を求めることは現時点では考えていない。

エ 税額通知書への秘匿措置の必要性について

イで述べたとおり、地方税法の規定によって、給与所得以外の所得情報や控除情報等の情報を事業主が知ることはやむを得ないと考えているが、通知に秘匿措置を講じる市町村もあることから、市町村の実態等を調査し、秘匿措置にかかる費用等について、まずは把握に努めたいと考えている。

(2) 日本学生支援機構の第二種奨学金の貸与が受けられる者の拡大

1 相談内容

娘は、ニュージーランドの高校を卒業し、現在、アメリカの州立大学に進学している。娘の外国の大学への進学に際し、日本学生支援機構の「第二種奨学金（海外）」を申し込もうとして、申込要件をみたところ、「海外の高校を卒業した人は利用できない」となっていた。この要件に納得できなかったため、その理由について学生支援機構及び文部科学省に尋ねたが、いずれから明確な回答を得ることができなかった。

私たち両親は日本国内に住んでおり、娘も日本国籍を有する日本人であるにもかかわらず、第二種奨学金（海外）は、国内の高等学校等を卒業した者のみが対象とされ、海外の高校の卒業者が対象外とされている理由（根拠等）を教えてください。

（注）本件は、四国行政評価支局が受け付けた相談である。

2 日本学生支援機構の奨学金制度の概要

(1) 奨学金の概要

独立行政法人日本学生支援機構法（平成 15 年法律第 94 号。以下「法」という。）において、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、教育の機会の均等に寄与するために学資の貸与その他大学及び高等専門学校等の学生並びに専修学校の専門課程の生徒（以下「学生等」という。）の就学の援助を行うこととされており（法第 3 条）、機構が行う業務の一つとして、経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、学資の貸与その他必要な援助を行うことが規定されている（法第 13 条）。

機構が学資として貸与する資金（奨学金）については、次の 2 種類がある（法第 14 条）。

① 第一種奨学金

優れた学生等であって経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であって経済的理由により著しく修学に困難があるものと認定された者に対して貸与する無利息学資金

② 第二種奨学金

第一種学資金の認定を受けた者以外の学生等のうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、大学その他政令で定める学校（以下「大学等」という。）に在学する優れた者であって経済的理由により修学に困難があるものと認定された者に対して貸与する利息付の学資金

なお、第二種奨学金（海外）は、近年の国際化に伴い、積極的に海外の大学・大学院で学ぼうとする学生が増える状況を踏まえ、国際的に活躍する人材の育成及び経済的支援を図る観点から平成 16 年度に創設されたもの。外国の大学・大学院進学予定者を対象として、国内の高等学校卒業見込みまたは卒業（卒業から 3 年以内）者等が進学をする前にあらかじめ申込む「予約制度」であり、申込書類の請求・提出先は、原則として、日本国内の在学学校または出身校

(2) 奨学金の概要

ア 貸与の対象者及び奨学金の申込の時期

第一種奨学金及び第二種奨学金ともに貸与の対象者は、日本国籍を有する者であるが、その他に、「法定特別永住者」、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、及び「定住者」のうち将来永住する意思のある者も対象とされている（機構の奨学規程（平成16年規程第16号）第2条第2項）。

第一種奨学金及び第二種奨学金ともに、その申込方法については、大学に入学する前に申し込む「予約採用」及び大学に入学した後に申し込む「在学採用」の2つがある。いずれの場合も奨学金の申込みについては、次のとおり、①予約採用については在籍又は卒業の高校（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部及び専修学校高等課程を含む）を通じて、②在学採用については在籍している大学を通じて、それぞれ機構に申し込むこととされており、その際、高校の校長（予約採用）又は大学の学長（在学採用）の推薦が必要とされている。ただし、高等学校卒業程度認定試験の合格者（以下「認定試験合格者」という。）については、学校長の推薦が得られないことから、申請書類に認定試験合格証明書等及び収入証明書を添付して直接機構に申し込むこととされている。

① 予約採用

大学に入学する前、在籍している又は卒業した高校の校長の推薦を得て、当該高校を通じて機構へ申し込むもの。

② 在学採用

大学に入学した後、在籍している大学の学長の推薦を得て、当該大学を通じて機構へ申し込むもの。

イ 第二種奨学金の貸与を受ける者の選考

第二種学資金の貸与を受ける者に係る選考は、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成16年文部科学省令第23号。以下「省令」という。）において、次の者について行うこととされており（省令第22条第1項）、機構の業務方法書では、第二種奨学金は、省令第22条に定める基準及び方法に従い、優れた学生等であって経済的理由により修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする（業務方法書第4条第3項）。

- 大学に入学したとき第二種学資金の貸与を受けようとする者については、高校の在学者及び卒業者のうち当該学校の校長の推薦を受けたもの又は認定試験合格者等
- 外国の大学に入学したとき第二種学資金の貸与を受けようとする者については、次のイからニまでに掲げるもののうち当該学校の校長若しくは学長の推薦を受けたもの又は認定試験合格者等
 - イ 高等学校等在学者又は高等学校等卒業生
 - ロ 高等専門学校（第四学年、第五学年及び専攻科を除く。）の学生又は高等専門学校の第三学年の課程を修了した者
 - ハ 大学の学生又は大学を卒業した者
 - ニ 専修学校の専門課程の生徒又は専修学校の専門課程を修了した者

上記のとおり、高校の在学者及び卒業者が大学に進学して第二種奨学金の貸与を受けようとする予約採用の場合、高校又は大学の学校長の推薦が必要とされている。

また、第二種学資金の貸与を受ける者の選考の基準及び方法が省令において規定されており（省令第22条第2項）、そのうち学力及び資質と収入基準については、次の①及び②のとおりとされている。

① 学力及び資質

高等学校（旧盲学校等の高等部を含む。）、高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の高等課程若しくは専門課程における学習成績（認定試験合格者等については、当該合格に係る成績）その他機構の定める資料に基づき、学力及び資質を総合的に判定する方法により、優れていると認められること。

② 収入基準

高等専門学校、大学又は専修学校の専門課程において第二種学資金の貸与を受ける者については、その者の生計を維持する者の収入に関する資料に基づき、その収入の年額が、機構の定める収入基準額以下であるかどうかを判定する方法により、修学に困難があると認められること。

上記②の機構が定める収入基準については、機構の業務方法書の別表第1～3に定められている。「収入の年額」とは、その者の生計を維持する者の金銭、物品などの1年間の総収入額から必要な経費及び特別控除額を控除した金額であり、第二種奨学金については、例えば、世帯人員が4人の場合で収入の年額が572万円以下とされている。

3 奨学金貸与実績及び申込みの状況

(1) 第二種奨学金の貸与実績

第二種奨学金（第二種奨学金（海外）を含む）の貸与人員（新規の貸与）については、平成17年度の22万人から24年度には30万6,000人（対17年度比139.5%）まで増加した後、26年度は27万3,000人（124.34%）に減少している（22～26年度の予算と実績について表1参照）。

平成22年度から26年度までの奨学金の予算上の人数及び金額と実績の貸与人数及び貸与金額とをみると、23年度以降はいずれの年度においても実績の貸与人数及び貸与金額は、予算上の貸与人数及び貸与金額を下回っている。

表1 第二種奨学金の予算と貸与実績

単位：人、百万円、(%)

事項		年度				
		平成 22	23	24	25	26
予算	人数 (a)	834,543	913,555	955,963	1,017,302	956,867
	金額 (b)	750,570	818,452	849,580	907,004	867,718
実績	人数 (c)	869,359	910,434	916,860	911,584	873,993
	c/a	(104.2)	(99.7)	(95.9)	(89.6)	(91.3)
	金額 (d)	759,126	802,137	813,915	812,287	779,425
	d/b	(101.1)	(98.0)	(95.8)	(89.6)	(89.8)

(注) 1 機構の資料に基づき当局が作成。

2 予算及び実績とも、新規の貸与者及び貸与が継続中の者を併せたもの。

(2) 申込みに対する採用候補者数の実績

平成 24 年度から 26 年度までの国内の第一種奨学金及び第二種奨学金それぞれの予約採用において、機構が学校長による推薦の基準を満たしていると認めた数（以下「適格者数」という。(注)）と、機構により奨学金の貸与が約束された採用候補者数をみると、第二種奨学金については、いずれの年度においても、適格者数と採用候補者数は同一で、学校長の推薦の基準を満たした希望者全員に貸与されている。一方、第一種奨学金については、いずれの年度においても適格者数に対して採用候補者数は大幅に下回っており、26 年度には、約 6 万 9,000 人(適格者数の 40.7%)が採用候補者から洩れている（表 2 参照）。

表 2 適格者及び採用候補者の推移

単位：人、(%)

区分		年度		
		平成 24	25	26
第二種 奨学金	適格者数 (a)	270,035	275,376	240,697
	採用候補者数 (b)	270,035	275,376	240,697
	差異 (a-b)	0	0	0
第一種 奨学金	適格者数 (c)	175,516	184,274	168,653
	採用候補者数 (d)	44,403	67,332	100,003
	差異 (c-d=e)	131,113	116,942	68,650
	e/c×100	(74.7)	(63.5)	(40.7)

(注) 機構の資料に基づき当局が作成。

(3) 保証制度と第二種奨学金の延滞率

ア 保証制度

奨学金を申込み場合の返還の保証としては、i) 連帯保証人及び保証人をそれぞれ選任する人的保証、及び ii) 一定の保証料を支払う機関保証（連帯保証人及び保証人は不要）の 2 つがある。

国内の大学等の学生等に貸与する奨学金（第一種奨学金及び第二種奨学金）については、上記

i) の人的保証又は ii) の機関保証のいずれかが、第二種奨学金（海外）については、必ず i) の人的保証と ii) の機関保証の両方の保証が必要とされている。

イ 第二種奨学金の延滞率

第二種奨学金の延滞率（単年度の要返還額に対する延滞額）は、平成 26 年度において 12.6% となっている。しかしながら、第二種奨学金のうちの第二種奨学金（海外）の延滞率は 6.1% となっている。

4 第二種奨学金の申込

第二種奨学金の貸与が受けられる者については、進学しようとする大学等の国内外別、在学又は卒業の高校の国内外別、及び申込みの時期が大学入学前か入学後かの別によって奨学金の申込みの可否が異なっており、現在、表 3 のとおりとなっている。

① 進学する大学が国内の場合

進学する大学が国内の場合、国内の高校の在学者及び卒業者は、大学入学前であっても大学入学後であっても、第二種奨学金の申込みが可能である。

一方、外国の高校の在学者及び卒業者は、大学入学後の申込みは可能であるが、入学前の申込み（予約採用）は認められていない。

② 進学する大学が外国の場合

外国の大学に進学する場合、国内の高校の在学者及び卒業者は、大学入学前（予約採用）であれば、第二種奨学金（海外）の申込みが可能であるが、大学入学後の申込みは認められていない。

また、今回の相談者の申出のケースのような外国の高校の在学者及び卒業者は、大学入学前であっても大学入学後であっても、申込みは認められていない。

表3 大学において第二種奨学金の貸与を受けられる者

進学する大学の 国内・外国の別	申込の時期 (大学入学前・入 学後の別)	申込の可否 (高校の国内・外国の別)		申込できる者	申込手続	高等学校卒業程度 認定試験合格者等	
		国内の高校	外国の高校			申込の可否	申込手続
国内の大学	入学前(予約採用)	○	×	高校在学者及び卒業生	高校経由 (要推薦状)	○	機構に直接 (推薦状不要)
	入学後(在学採用)	○	○	高校卒業生(大学生)	大学経由 (要推薦状)	○	大学経由 (要推薦状)
外国の大学	入学前(予約採用)	○ (第二種(海外))	×	高校在学者及び卒業生	高校経由 (要推薦状)	○	機構に直接 (推薦状不要)
	入学後(在学採用)	×	×	高校卒業生(大学生)	—	×	—

(注) 文部科学省の資料に基づき当局が作成。

5 関係機関の意見等

外国の高校の在学者及び卒業者が外国の大学又は国内の大学に進学しようとする場合に、第二種奨学金の貸与が受けられない理由等についての文部科学省及び機構の見解、意見等は、表4のとおりである。

それによると、文部科学省及び機構ともに、大学に入学する前に申込みことができる予約採用については、奨学金の貸与を申し込もうとする者が在学中又は卒業した外国の高校が「正規の学校」であるかどうか分からないこと及び学校長の推薦が得られるか分からないことを挙げられている。

表4 第二種奨学金の貸与が受けられない理由についての見解、意見等

事項	機関	文部科学省	機構
ア 外国の高校の在学者及び卒業者が外国の大学に進学しようとする場合に、入学前に貸与を申し込むこと（予約採用）		<p>予約採用については、対象者の推薦を在学又は卒業した学校の長により行うこととしている。</p> <p>外国の高校の場合、日本の学校体系と異なるケースが考えられ、当該高校がその国の「正規の学校」かどうか分からないケースがあること、外国の高校の在学者又は卒業生について学校長からの推薦が得られるかどうか分からないこと</p>	<p>予約採用の場合、外国の高等学校長からの推薦が必要になるが、外国の学校の場合、日本の学校体系と異なるケースが考えられ、「正規の学校」かどうか分からないケースがあること、推薦が得られるかどうか分からないと考えていること</p>
イ 外国の高校の在学者及び卒業者が国内の大学に進学しようとする場合に、入学前に貸与を申し込むこと（予約採用）		同上	同上
ウ 外国の高校の卒業者が外国の大学に進学したとき、入学後に貸与を申し込むこと（在学採用）		<p>現時点で在学採用の対象となる者がどの程度存在するか把握が困難なため、必要な財源の確保が難しい。</p> <p>しかしながら、近年の国際交流の多様化等により、外国の高校を卒業している者や国内の学校を卒業（修了）後3年を超えた者からの貸与希望が増加傾向にあることは承知しており、現在、外国の大学の在学採用の可能性についても検討を実施しているところ。</p>	<p>対象者数の把握が困難であることから、十分な財源措置が可能であるか懸念されることであるが、在学採用の対象として検討している。</p>
エ 国内の高校の卒業者が外国の大学に進学したとき、入学後に貸与を申し込むこと（在学採用）		同上	同上

(注) 文部科学省及び機構の意見等に基づき当局が作成。

6 大学の入学資格と第二種奨学金の貸与との関係

(1) 学校教育法及び学校教育法施行規則による大学入学資格

国内の大学の入学資格については、学校教育法（昭和 23 年法律第 26 号）第 90 条において、
i) 高校の卒業生、ii) 通常の課程による 12 年の学校教育の修了者、iii) 文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とされている。

上記 iii) の「これと同等以上の学力があると認められた者」については、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 150 条第 1 号から第 7 号までに規定されている。

国内の大学の入学資格ごとの第二種奨学金の申込みの可否をみたところ、表 5 のとおり、学校教育法に規定されている者は、いずれも予約採用が認められている。しかしながら、学校教育法施行規則に規定されている 7 つに該当する者のうち、専修学校の高等課程の修了者及び認定試験合格者等には予約採用が認められているが、他の 5 つに該当する者については、予約採用が認められていない。

表 5 国内の大学入学資格者の第二種奨学金の申込みの可否

区分	国内の大学の入学資格を有する者	申込可否	
		予約採用	在学採用
学校教育法	高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者（第 90 条第 1 項）	○	○
	通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（第 90 条第 1 項） ＜特別支援学校の高等部又は高等専門学校の 3 年次の修了者＞	○	○
学校教育法施行規則	外国において学校教育における 12 年の課程の修了者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの（第 150 条第 1 号）	×	○
	文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者（第 150 条第 2 号）	×	○
	専修学校の高等課程で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者（第 150 条第 3 号）	○	○
	文部科学大臣の指定した者（第 150 条第 4 号）	×	○
	高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者	○	○
	大学に入学した者であつて、当該者をその後に入学者とする大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者（第 150 条第 6 号）	×	○
	大学において個別の入学資格審査により認めた 18 歳以上の者（第 150 条第 7 号）	×	○

(注) 学校教育法及び学校教育法施行規則から当局が作成。

(2) 告示に定められている大学入学資格

学校教育法施行規則第 150 条の各号について文部科学大臣が認定または指定するものについては、次の①～③のとおり、告示において個別に定められているが（表 6 参照）、いずれも、奨学金の予約採用は認められていない。

- ① 学校教育法施行規則第 150 条第 1 号に基づくものについては、「外国において学校教育における 12 年の課程を修了したものに準ずるものを定める件」（昭和 56 年文部省告示第 153 号）
- ② 学校教育法施行規則第 150 条第 2 号に基づくものについては、「在外教育施設として定める件」（昭和 53 年文部省告示第 142 号）」、「在学教育施設として認定する件（平成 3 年文部省告示第 120 号）」
- ③ 学校教育法施行規則第 150 条第 4 号に基づくものについては、「大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等程度以上の学力がある認められる者の指定」（昭和 23 年文部省告示第 47 号）

これら①から③の中には、例えば、次のとおり、奨学金の申込みに当たって、学校長から推薦が得られるとみられる者及び学校長の推薦を得る必要がないとみられる者が含まれている。

- i ②の在外教育施設については、国内の私立の学校が運営母体となっており、国内の高校と同様に奨学金の申込に当たっては施設の長（学校長）から推薦が得られるのではないか。
- ii ③の文部科学大臣が指定する者の中には、大学改革及びグローバル化等に対応する人材力の強化として、国が国内の各大学に対し大学入試に際しての選抜方法の一つとして積極的に活用することを働きかけている国際バカロレア資格を有する者が指定されている。これらの者は、学校長の推薦を得る必要がないのではないか。

表 6 学校教育法施行規則に基づき告示で定められた大学入学資格を有する者

- | |
|--|
| <p>(7) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者に準ずるものを定める件（昭和 56 年文部省告示第 153 号）＜学校教育法施行規則第 150 条第 1 号に基づくもの＞</p> <ol style="list-style-type: none">① 外国において、学校教育における 12 年の課程の修了した者と同等の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定に合格した者で、18 歳に達したもの② 外国において、高校に対応する学校の課程の修了者（これと同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定の合格者を含む。）で、文部科学大臣が別に定めるところにより指定した我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程又は別表（略）に掲げる施設における研修並びに同表の下欄に掲げる施設における我が国の大学に入学するために必要な教科に係る教育をもって編成される当該課程を修了し、かつ、18 歳に達したもの③ 高校に対応する外国の学校の課程のうち当該課程修了者が大学入学に関し高校卒業者と同等以上の学力があると認められるもの④ 我が国において、高校に対応する外国の学校の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた別表第二に掲げる教育施設の当該課程を修了者で、18 歳に達したもの⑤ 我が国において、高校に対応する外国の学校の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた別表第三に掲げる教育施設の当該課程を修了者で、第 2 号の準備教育を行う課程を修了し、かつ、18 歳に達したもの |
|--|

(イ) 在外教育施設として定める件（昭和 53 年文部省告示第 142 号）、在学教育施設として認定する件（平成 3 年文部省告示第 120 号）＜学校教育法施行規則第 150 条第 2 号に基づくもの＞平成 28 年 4 月 1 日現在、次の 7 つの教育施設が認定されている。

- ① 立教英国学院（高等部）
- ② 帝京ロンドン学園（高等部）
- ③ 慶應義塾ニューヨーク学院（高等部）
- ④ スイス公文学園高等部（高等部）
- ⑤ 早稲田渋谷シンガポール校（高等部）
- ⑥ 上海日本人学校（高等部）
- ⑦ 如水館バンコク（高等部）

(ウ) 大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等程度以上の学力があると認められる者の指定（昭和 23 年文部省告示第 47 号）＜学校教育法施行規則第 150 条第 4 号に基づく指定＞

- ① 旧制学校等を修了したもの
- ② 国際バカロレア資格を有する者で 18 歳に達したもの
- ③ ドイツのアビトゥア資格を有する者で 18 歳に達したもの
- ④ フランスのバカロレア資格を有する者で 18 歳に達したもの
- ⑤ イギリスのジェネラル・サーティフィケート・オブ・エデュケーション・アドバンスト・レベル資格を有する者で、18 歳に達したもの
- ⑥ ウェスタン・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ (WASC)、アソシエーション・オブ・クリスチャン・スクールズ・インターナショナル (ACSI)、カウンセル・オブ・インターナショナル・スクールズ (CIS) の認定を受けた教育施設の 12 年の課程を修了した者で、18 歳に達したもの

(注) 文部省告示から当局が作成。

7 奨学金を取り巻く状況

(1) 大学改革に係る国の方針等

国は、大学改革及びグローバル化等に対応する人材力の強化として、日本再興戦略（平成 25 年 6 月 24 日閣議決定）において、i) 今後 10 年間で世界大学ランキングトップ 100 に 10 校以上入る、ii) 2020 年（平成 32 年）までに日本人留学生を 6 万人（2010 年）から 12 万人へ倍増、iii) 2020 年までに外国人留学生を倍増（留学生 30 万人計画）の実現、iv) 国際バカロレア（注）認定校（2013 年 6 月現在：16 校）等を 200 校とする等の目標を定めている。

(注) 国際バカロレア機構（本部ジュネーブ）が提供する国際的な教育プログラムで、そのプログラムの一つである 16 歳～19 歳を対象としたディプロマ・プログラムについては、所定のカリキュラムを 2 年間履修し、最終試験を経て所定の成績を収めると、国際的に認められる大学入学資格である国際バカロレア資格が取得可能。原則として、英語、フランス語又はスペイン語で実施。

これらの目標を達成するための施策として、

- ① 留学生を積極的に受け入れ、国際化を推進していく観点から、大学入学に関し高校卒業者と同等以上の学力があると認められるものとして、i) 高校に対応する外国の学校のうち当該課程の修了者に係る基準の新設、ii) 国際的な評価団体である「WASC」、「ACSI」及び「CIS」の認定を受けた教育施設については、これまで、国内の外国人が対象の教育施設の 12 年の課程の修了者のみとさ

れていたものを、平成 28 年度から外国の教育施設の 12 年の課程の修了者とした。

また、上記の i) の基準については、外国の課程の修了者が当該外国の学校教育における 11 年の課程の修了者であること、この修了者が大学に対応する当該外国の学校に入学することができること、及び高校の教育課程を有すると認められるものであることの 3 つの内容をいずれも満たすこととされている。

文部科学省では、上記 i) の基準の新設に当たり、外国の大使館に、これら 3 つの内容に沿った外国の学校の課程について照会し、その状況を把握し、対象となる国名及び学校種名を平成 28 年度中に告示により指定することとしている。

- ② 国際バカロレア資格については、i) 昭和 54 年文部省告示第 70 号により、同資格を有する者について、大学入学に関し高等学校等を卒業した者と同等以上の学力が有ると認められる者に追加し（昭和 23 年文部省告示第 23 号）、現在は、ii) ディプロマプログラムの科目の一部を日本語でも実施可能とする「日本語 DP」の開発・導入を推進し、国際バカロレア認定校の増加を目指す、iii) 国内の大学入試における国際バカロレア資格の活用促進を図るため、文部科学省が、入学者選抜における国際バカロレア資格及びそのスコアの積極的な活用について、大学に対する働き掛けの実施、等の取組

がなされている。

- ③ 留学生の経済的負担を軽減するために、寄付促進、給付を含む官民が協力した新たな仕組みを創設することとし、平成 26 年度に、機構において民間の寄付を財源に返済の必要のない給付型の奨学金である「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」が創設されている。

(2) 奨学金制度の見直し

奨学金制度の見直しについて、国は、現在、給付型奨学金の創設を検討するとしているものの、具体的な検討には至っていない。

奨学金制度の見直しについて、現在までのところ、文部科学省及び機構は、下記イの①から③のとおり、現行の奨学金制度の改善及び改善を図る方向で検討がなされている。

ア 制度の見直しに関する方針

奨学金制度の見直しについては、文部科学省が設置した検討会「学生への経済的支援の在り方について」において、平成 26 年 8 月に、奨学金制度の改善の方向性と今後の取組の方向性が示されている。具体的には、i) 無利子奨学金の一層の充実、ii) 卒業後の所得に応じ返還額が変動する、より柔軟な所得連動型奨学金制度の導入に向けた準備を進める必要、iii) 国として創設されてない給付型奨学金の創設に向けた検討である。

また、日本再興戦略 2014 において、奨学金制度について、給付促進、給付を含む官民が協力した新たな仕組みを創設するとされているほか、経済財政運営と改革の基本方針 2016 について（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）において、無利子奨学金の充実や新たな所得連動返還型奨学金制度の導入を、また、給付型奨学金について世代内の公平性や財源などの課題を踏まえ創設に向けて検討を進めるとされている。

イ 奨学金制度の見直しの方針に対する取組の状況

上記アの方針に基づき、文部科学省又は機構においては、次の施策が実施されている、又は実施に向けて検討がなされており、本件相談にも関係する第二種奨学金（海外）については、現在、機構において、大学入学後の貸与の申込み（在学採用）の導入の可能性が検討されている。

- ① 機構では、平成 26 年度に海外留学支援制度（大学院学位取得型）の給付を受けて海外の大学院に進学する者を第一種奨学金の貸与の対象者とした。
- ② 文部科学省が設置した所得連動返還型奨学金制度有識者会議が平成 27 年度末に取りまとめた「新たな所得連動返還型奨学金制度の創設について（第一次まとめ）」において、新たな返還方式である、より柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」については、i) 29 年度新規貸与者から適用する、ii) 無利子奨学金（第一種奨学金）から先行的に導入し、有利子奨学金（第二種奨学金）については、無利子奨学金の運用状況を見つつ、将来的に導入を検討する等の提言がなされている。
- ④ 民間の寄付を財源に返済の必要のない給付型の奨学金である「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」が平成 26 年度に創設されている。
- ⑤ 機構は、外国の大学へ進学した後に経済状況や希望進路が変わったことなどにより、奨学金が必要となった学生への経済的支援（貸与）が行えるよう、入学後に第二種奨学金（海外）の申込ができる在学採用の導入の可能性を検討している。

(3) 海外在留邦人数の推移

参考まで、海外在留邦人数をみると、平成 17 年度の 101 万人から 26 年度には 129 万人（127.4%）に増加しており、90 日の長期滞在者も 17 年度の 70 万 2,000 人から 26 年度は 85 万 3,700 人（121.6%）に増加しており（表 7 参照）、外国の高校の在学者や外国の大学への進学者が増加している可能性がある。

表 7 海外在留邦人数の推移

単位：人、（%）

事項 \ 年度	平成 17	22	23	24	25	26
海外在留邦人数	1,012,547 (100)	1,143,357 (112.9)	1,182,557 (116.8)	1,249,577 (123.4)	1,258,263 (124.3)	1,290,175 (127.4)
うち長期滞在者	701,969 (100)	758,788 (108.1)	782,650 (111.5)	837,718 (119.3)	839,516 (119.6)	853,687 (121.6)

(注) 1 本表は、海外在留邦人数調査統計から当局が作成。

2 () は、平成 17 年度を 100 とした指数。

(4) 地方公共団体における奨学金の現状

奨学金制度については、機構のほか地方公共団体による制度も設けられている。ちなみに機構が作成している「海外留学奨学金パンフレット 2015-2016」には、22 地方公共団体の 29 種類の奨学金が掲載されている。

これら 29 種類の奨学金のうち 6 地方公共団体の 6 種類の奨学金については、当該地方公共団体に父又は母が住民登録を有していれば、奨学金の申込ができることとされている。それらのうち、A 地方公共団体の奨学金については、実施主体者では、父又は母が A 地方公共団体内に 1 年以上住所を有していれば、外国の高校の在学者又は卒業者であっても奨学金の申込資格があり、平成 25 年度以降の各年度において、外国の高校の在学者又は卒業者 1 人ないし 2 人に奨学金を支給しているとしている（表 8 参照）。

表 8 A 地方公共団体の募集内容及び採用実績

開始年度	申込資格	支給内容	採用決定の実績 (外国の高校の在学者又は卒業 者数/採用決定者数)
平成 12	○受入れ学校に必要な学力 ○40 歳未満 ○大学、大学院の正規課程 ○三重県に 1 年以上継続し て住所を有する者の子	○年間授業料(120 万円が 上限) ○修了最短年限(4 年を上 限)	平成 27 年度 (1 人/5 人) 26 年度 (2 人/3 人) 25 年度 (不明)

(注) 「海外留学奨学金パンフレット 2015-2016」及び当局の聴取結果に基づき作成。

(3) 地方公務員共済組合における育児休業手当金の支給期間の延長要件の見直し（継続案件）

1 相談内容

地方公務員である私は、子が1歳2か月に達する日まで育児休業手当金の支給を受けていた。子の1歳2か月以後は保育所で保育が行われるよう、子が1歳2か月に達する日（2月19日）の属する月の初日（2月1日）を入所希望日として市に保育所の入所申込みをしたが、入所できなかった。

このため、育児休業を延長することとし、市から発行された保育所の入所不承諾通知書を添付して、共済組合支部に育児休業手当金の支給の延長を請求したが、子が1歳に達する日（平成27年12月19日）以前を入所希望日とする入所申込みを行っていないので支給できないと説明された。

雇用保険法に基づく育児休業給付金については、子が1歳2か月に達する日以前を入所希望日とする入所申込みを行うことで支給の延長が認められていることから、育児休業手当金についても、育児休業給付金と同じ要件にして、支給の延長を認めてほしい。

（注）本件は、行政評価局行政相談課行政相談業務室が受け付けた相談である。

2 第101回会議（平成28年3月16日）での問題点

- ① パパ・ママ育休プラスの場合の育児休業給付金又は育児休業手当金の支給については、雇用保険の被保険者、国家公務員及び地方公務員それぞれ、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）又は地方公務員共済組合法（昭和37年法律第152号）において定められている。
- ② パパ・ママ育休プラスにおける育児休業給付金又は育児休業手当金の支給期間の延長要件については、
 - i 雇用保険の場合、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令3号）において、子が1歳に達する日まで支給される育児休業給付金の延長要件（「保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子が一歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合」（第101条の11の2））の「一歳に達する日」を「休業終了予定日」に読替える規定が設けられている（第101条の11の2）。
 - ii 一方、地方公務員等共済組合法施行規則（昭和37年自治省令第20号。以下「地方公務員共済組合法施行規則」という。）及び国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号）には、パパ・ママ育休プラスの場合の延長要件が規定されていない。
- ③ 国家公務員については、制度の趣旨に照らせば、パパ・ママ育休プラスの場合の育児休業手当金の支給期間の延長要件は、育児休業が終了する日後の期間において保育が行われないことになるとして、各国家公務員共済組合において、雇用保険の場合と同じ運用が行われている。
しかしながら、地方公務員については、いずれの地方公務員共済組合においても1歳に達する日まで支給される育児休業手当金の場合の延長要件がそのままパパ・ママ育休プラスの場合にも適用されている。

表1 育児休業給付金(又は手当金)の延長の要件の運用(パパ・ママ育休プラスの場合)

事項	受給者別	雇用保険の被保険者	国家公務員	地方公務員
パパ・ママ育休プラスと育児休業給付金又は手当金の支給の制度(法定)		あり	あり	あり
育児休業給付金又は手当金の延長要件(施行規則における規定の有無)	1歳までの休業期間の延長要件	あり	あり	あり
	パパ・ママ育休プラスの延長要件	あり (上記の読替規定)	なし	なし
パパ・ママ育休プラスの場合の支給の延長要件(入所不承諾通知書等で確認する事項)	保育所への入所申込(入所申込の期日)	休業終了予定日まで (1歳2か月に達する日以前)	同左	子の1歳に達する日まで
	保育所の入所希望日	休業終了予定日まで (1歳2か月に達する日以前)	同左	子の1歳に達する日まで
現行の延長要件(延長要件(延長事由)事由)の確認の運用)		施行規則の規定(読替規定)のとおり	施行規則に読替規定はないが、法の規定の趣旨を踏まえて運用	施行規則の規定のとおり

(注) 当局の調査結果に基づき作成。

3 第101回会議(平成28年3月16日)における指摘事項とその確認結果

第101回会議において、本件について確認すべきとされた事項及びその確認結果は、次の(1)から(4)のとおりである。

(1) A市における保育所の入所申込みの取扱いについて

前回の会議において、地方公務員共済組合からの聴取結果として「パパ・ママ育休プラスで育児休業手当金の受給者がA市に対し、子の1歳の誕生日前を入所希望日とする保育所の入所申込みをしたが、同市から、両親がともに育児休業をして子を養育している期間中であるので、市町村が行うこととされている保育給付の要件に合致しないとして、申込みは受け付けられないとされた」と資料に記載した事例について、A市における保育所の入所申込みの手続き等を確認した結果は、次のとおりであった。

- ①
 - i 入所日は毎月の初日とする。
 - ii 入所の申込期間は入所日の属する月の2か月前の初日からその月の末日とする。
 - iii 入所の申込みは毎月受け付ける。
 - iv ただし、4月については、前年の11月から1月まで3回にわたって、入所の申込みを受け付ける。
 - v したがって、4月以外の各月については、申込日の属する月の2か月後の1日を入所日とする申込を受け付けている。
- ② 例えば、保育所の申込みをしようとする者の希望する入所日が申込日の翌月である場合や申

込日より遡って入所日とすることを希望する場合には、申請者に対し、i) その入所日であれば申込期間でないこと、ii) 入所の申込みは2か月先の1日を入所日とする申込みでなければならないことを説明している。

地方公務員共済組合から聴取したような事例について、A市では、そのような申込みの有無や内容は特定できず不明であるとしている。しかし、パパ・ママ育休プラス制度を利用した育児休業給付金の支給期間の延長を申請している者であることから、おそらく入所の申込みにおいて、子の1歳の誕生日後に、子の1歳の誕生日より前とすることを入所日とする入所を希望していたのではないかと考えられる。

(2) 男性の育児休業取得率の目標（労働者、地方公務員及び国家公務員の別）

男性の育児休業取得率の目標については、第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定）において、民間企業、地方公務員及び国家公務員のいずれも、2020年（平成32年）までに13%とすることとされている（表2参照）。

表2 男性の育児休業取得率の目標

単位：(%)

区分	事項 目標とする年限	目標値	根拠
民間企業	2020年	13	① 仕事と生活の調和推進のための行動指針」（平成19年12月仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定） ② 少子化社会対策大綱」（平成27年3月20日閣議決定） ③ 第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定）
地方公務員	2020年	13	○ 第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定）
国家公務員	同上	同上	同上

(注)1 第4次男女共同参画基本計画等から当局が作成。

2 第4次男女共同参画基本計画においては、あらゆる分野における女性の活躍のための施策の成果目標の一つとして、男性の育児休業取得率の目標が設定。

<参考> 男性の育児休業取得率

平成22年度及び26年度の男性の育児休業取得率については、表3のとおり、男性の地方公務員の育児休業取得率が1.6%と最も低く、かつ伸び率も最も低いものとなっている。

表3 男性の育児休業の取得率

単位：(%)

区分 \ 年度	平成 22	26
5人以上の民営事業所で 育児休業を取得する者	1.38 (100)	2.30 (166.7)
国家公務員	3.4 (100)	5.5 (161.8)
地方公務員	1.3 (100)	1.6 (123.1)

(注) 1 労働者については、厚生労働省雇用均等基本調査の事業所調査、国家公務員については、仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査（平成27年度）、地方公務員については、地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果に基づき当局が作成。

2 () 内の数値は、平成22年度の取得率を100とした場合の指数。

(3) パパ・ママ育休プラス制度の利用による育児休業手当金の支給実績等

① 育児休業手当金の支給実績及び支給見込み

総務省自治行政局福利課及び財務省主計局給与共済課ともに把握していない。

② 育児休業給付金の支給実績及び支給見込み

支給実績は、平成22年の134人（19,278千円）から26年には477人（78,567千円）に増加（支給人数及び支給額いずれも初回支給）。

ただし、育児休業給付金の支給実績に対するパパ・ママ育休プラス制度を利用した支給実績の割合をみると、支給人数及び支給額のいずれについても0.02%と以下と低いものとなっている（表4参照）。

なお、支給見込みについては、厚生労働省職業安定局雇用保険課では把握していない。

③ 当局が抽出調査した3つの地方公務員共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、市町村職員共済組合）及び3つの国家公務員共済組合（総務省、厚生労働省及び財務省）では、理由は不明であるものの、いずれの組合においても、パパ・ママ育休プラス制度を利用した育児休業手当金の支給実績は把握していない。

また、いずれの組合においても、全体の実績及び伸率を基に予算額を積算しているが、パパ・ママ育休プラス制度を利用した育児休業手当金の支給見込額を積算していない。

表4 パパ・ママ育休制度利用者の育児休業給付金の支給実績（初回）

単位：人、（％）

区分	年	平成 22	23	24	25	26
支給人数	(a)	206,036	224,834	237,383	256,752	274,935
うちパパ・ママ育休プラス利用者	(b)	134	420	407	417	477
	(b/a)	(0.07)	(0.19)	(0.17)	(0.16)	(0.17)
支給額	c	230,431,411	263,111,959	256,676,405	281,072,650	345,720,437
うちパパ・ママ育休プラス利用者	d	19,278	61,890	53,992	57,205	78,567
	(d/c)	(0.01)	(0.02)	(0.02)	(0.02)	(0.02)

(注) 雇用保険事業年報及び厚生労働省の資料に基づき当局が作成。

(4) パパ・ママ育休プラス制度を利用した場合の育児休業手当金の支給期間の延長の要件（読替規定）が地方公務員共済組合法施行規則に規定されなかった理由

平成 21 年 7 月 1 日に、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 65 号）」が公布され、パパ・ママ育休プラス制度が創設された。

これを受け、平成 21 年 12 月 28 日に、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成 21 年厚生労働省令第 162 号）」により、雇用保険法施行規則にパパ・ママ育休プラス制度を利用した場合の育児休業手当金の支給期間の延長の要件についての読替規定が設けられた。

一方、地方公務員及び国家公務員それぞれの共済組合法施行規則には、パパ・ママ育休プラス制度を利用した場合の育児休業手当金の支給期間の延長の要件（読替規定）が規定されていない。その理由について、改めて、総務省自治行政局福利課、財務省主計局給与共済課及び厚生労働省職業安定局雇用保険課に確認したが、次の①及び②のとおり、不明である。

- ① 総務省自治行政局福利課では、i) パパ・ママ育休プラス制度が創設された後、パパ・ママ育休プラス制度を利用した場合の育児休業手当金の支給期間の延長の要件について、地方公務員共済組合法施行規則の改正（雇用保険法施行規則と同様の読替規定を設けること）の検討の記録はない、ii) 厚生労働省職業安定局雇用保険課が平成 21 年 12 月に雇用保険法施行規則を改正した際の、同課との協議等の記録はないとしている。

また、総務省自治行政局福利課と同様に財務省主計局給与共済課においても、国家公務員共済組合法施行規則の改正（雇用保険法施行規則と同様の読替規定を設けること）の検討の記録及び厚生労働省との協議等の記録はないとしている。

- ② 厚生労働省職業安定局雇用保険課では、平成 21 年 12 月の雇用保険法施行規則の改正に際しての総務省自治行政局福利課及び財務省主計局給与共済課との間の協議等の記録はないとしている。

4 関係機関の意見

(1) 総務省自治行政局福利課(第101回会議付議資料の再掲)

当課としては、法令の規定に則った運用をするよう組合に指導していたものであるが、今般の行政評価局行政相談課行政相談業務室の照会を受け、地方公務員共済組合法施行規則の改正について、国家公務員共済組合制度を所管している財務省とも調整の上、検討する必要があるものと考えている。

(2) 財務省主計局給与共済課

各府省庁の国家公務員共済組合において、本件の相談者のようにパパ・ママ育休プラス制度の利用について、保育が行われないことを事由とする育児休業手当金の支給期間の延長申請ができない例は承知していない。